「青少年が安全に安心してインターネットを 利用できるようにするための施策に関する基本的な計画」の 進捗状況(平成29年度)について(概要)

総括:基本計画(第3次)に基づき施策を着実に推進。

1. 教育及び啓発活動の推進

1. 学校における教育・啓発の推進

- 学校における情報モラル教育の一層の推進を図るため、教員等を対象とした情報モラル教育 指導者セミナー及び情報モラル教育推進フォーラムを実施。〔文部科学省〕
- 児童生徒、保護者、教職員等を対象とした啓発講座「e-ネットキャラバン」、フィルタリングの説明に特化した「e-ネットキャラバンPlus」を実施。(2,309回実施、約39万人参加) [総務省、文科省]

2. 社会における教育・啓発の推進

- インターネットトラブルの実例及びその予防法と対処法について掲載する「インターネットトラブル事例集29年度版」を作成したほか、座間事件を受け、SNS利用の注意点を記載した「追補版」を作成。「総務省〕
- 保護者や自治体職員、教職員を対象に情報モラル等に関する啓発を行う「インターネット安全教室」を実施。(91回実施、約7100人参加)〔経済産業省〕

3. 家庭における教育・啓発の推進

- インターネットの適切な利用に関する各省庁連名による啓発資料を作成・公開。 [内閣府、 内閣官房、警察庁、総務省、消費者庁、法務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省]

4. 青少年のライフサイクルを見通した教育・啓発の効果的な手法の開発・普及促進のための研究支援等

- 情報教育の推進に関する調査研究の一環として、児童生徒の情報活用能力測定を把握するための調査の枠組みに関する研究を実施。〔文部科学省〕
- 青少年のインターネット上の危険・脅威に対応するための能力等を可視化するため、平成29年度は、全国の高校1年生相当の青少年(95校、約17,200名)を対象にテストを実施。〔総務省〕

5. 国民運動の展開

- 進学・進級の時期に重点を置いて例年2月から実施している「春のあんしんネット・新学期 - 斉行動」につき、座間市における事件を受け、「あんしんネット冬休み・新学期一斉行動」として、12月から前倒し、集中的な啓発活動を展開。〔内閣府、警察庁、総務省、法務省、文部科学省、 経済産業省、厚生労働省〕

2. フィルタリングの性能の向上及び利用の普及等

1. 事業者によるフィルタリング提供義務等の実施徹底及び保護者への説明等の推進

- 平成29年3月から、フィルタリングの店頭啓発素材の共通化及びフィルタリングサービスの名称・アプリアイコンの統一を実施。 [総務省]
 - 改正法周知のための啓発資料40万部を携帯電話事業者等に配布。〔総務省〕
- 大手家電流通協会加盟の6社10ブランドの家電量販店舗においてフィルタリング普及啓発リーフレットを配布したほか、日本通信販売協会、電子商取引大手企業を通じ、機器販売事業者に対する改正法の周知、フィルタリングの普及啓発を実施。〔経済産業省〕

2. 青少年保護・バイ・デザインを念頭に置いたフィルタリング等の青少年保護に係る取組の推進

- 携帯電話事業者及び第三者機関と随時連携し、携帯電話フィルタリングのカスタマイズ機能の 提供等、多様なフィルタリングサービスの提供促進を図っている。〔総務省〕
- インターネット・ホットラインセンターが一般のインターネット利用者から通報された情報 を、フィルタリング提供事業者等に提供。〔警察庁〕

3. フィルタリング等の青少年保護に係る取組の普及促進のための啓発等

- 都道府県警察において、保護者説明会等の学校諸行事の機会における啓発活動を実施。(約30,000回実施、保護者約36万人、児童生徒約360万人参加) [警察庁]
- 有識者によるネットモラルキャラバン隊を結成し、全国10か所で学習・参加型のシンポジウムを開催。〔文部科学省〕
- ー ネットにつながる機器への対応方法などについて、青少年自身が研修し、学んだ成果を発信するワークショップを全国3か所で実施。〔文部科学省〕

4. フィルタリング等の青少年保護に係る取組の普及状況等に関する調査研究

- 青少年及びその保護者を対象としたインターネット利用環境実態調査を実施。〔内閣府〕

3. 民間団体等の支援

1. 青少年がインターネットを適切に活用する能力を習得するための活動に対する支援

- 児童生徒向け啓発資料「ちょっと待って!スマホ時代のキミたちへ(2018年度版)」を作成し、全国の教育委員会、小・中・高等学校等に配布。〔文部科学省〕

2. ウェブサイト運営者等による青少年有害情報の閲覧防止措置の体制整備の支援

- 「違法・有害情報への対応等に関する契約約款モデル条項」など、業界団体によるガイドラインの策定や改定等の取組を継続的に支援。 [総務省]

3. 青少年のインターネット上の問題に関する相談等に対する支援

都道府県警察を通じ、サイバーボランティア活動に係る経費の補助等を実施。 [警察庁]

4. その他のインターネットの利用環境整備に向けた活動に対する支援

- 安心ネットづくり促進協議会における調査活動等に対し、情報提供や助言等の支援を実施。 (各地域におけるセミナー実施回数52回) [総務省、経済産業省、内閣府、文部科学省]

4. その他重要事項

1. インターネットを通じた青少年の犯罪被害の抑止対策の推進

- 児童ポルノ事犯の増加を踏まえたサイバー犯罪の取締りの強化、推進〔警察庁〕
- 平成29年7月に発足したコミュニティサイト事業者による「青少年ネット利用環境整備協議会」に対する情報提供などの支援を実施。〔警察庁〕
- 自殺誘引や児童が犯罪被害に遭うおそれのあるインターネット上の不適切な書き込みをサイバーパトロールによって発見し、児童の保護を実施〔警察庁〕
- サイバーセキュリティ月間(2月~3月)において、インターネットの適切な利用に関する広報啓発活動を実施。[警察庁]

2. 違法・有害情報の削除等の対応依頼の推進

- インターネット・ホットラインセンターを通じた、インターネット上の違法情報等の削除依頼を実施。〔警察庁〕

3. 青少年への名誉毀損・プライバシー侵害等への対策の推進

- 専用相談電話(子どもの人権110番)やインターネット(子どもの人権SOS-eメール)による相談受付、全国の小中学生への「子どもの人権SOSミニレター」の配布を実施。平成29年中、青少年等からのものを含むインターネット上の人権侵害情報に係る相談6,403件を受理。〔法務省〕
- 法務省人権擁護機関からプロバイダ等に対し、青少年等のものも含む名誉毀損・プライバシー侵害等情報の削除を要請。(平成29年中、568件要請) [法務省]

4. 迷惑メール対策の推進

- 特定電子メール法違反が疑われる送信者に対する警告メール(行政指導)を3,000件以上送信したほか、同法に違反した送信者に対する措置命令(行政処分)を2件実施した。また、7,000件以上の同法違反のメールに関する情報を送信元プロバイダに通知し、利用停止等の自主的な取組を促した。〔総務省、消費者庁、経済産業省〕

5. 国内外における調査

アメリカ及び韓国における青少年のインターネット環境整備状況等調査を実施。〔内閣府〕

5. 推進体制等

1. 国における推進体制

青少年インターネット環境整備推進課長会議を開催。(5回開催) [内閣府]

2. 地方公共団体、保護者、事業者及び民間団体等との連携体制

- ー 全国3か所において、国・地方公共団体・民間団体が連携して、「青少年のインターネット 利用環境づくりフォーラム」を開催。〔内閣府〕
- 都道府県・指定都市青少年行政主管課長等会議を開催(1回開催)〔内閣府〕

3. 国際的な連携の促進

- 0ECDデジタル経済セキュリティ・プライバシー作業部会(SPDE)において、青少年インターネット環境整備法の改正によるスマートフォン等へのフィルタリングに係る青少年保護のための取組について説明。 [総務省]

4. 基本計画の見直し

- 青少年インターネット環境の整備等に関する検討会を開催(5回開催)し、基本計画の見直 しに向けた検討、基本計画の取組状況に関するフォローアップを実施。〔内閣府〕